

令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和7年3月19日（水曜日）

議事日程（第6号）

令和7年3月19日（水）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第2号から議案第14号まで、議案第28号、議案第42号、議案第48号から議案第51号まで、議案第55号、議案第56号、議案第58号

（市民厚生常任委員会分）

議案第15号から議案第22号まで、議案第29号、議案第31号、議案第43号から議案第45号まで、議案第47号、議案第52号、請願第1号、陳情第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第23号から議案第26号まで、議案第30号、議案第46号、議案第53号、議案第54号、議案第57号

第2 議会基本条例特別委員会の中間報告

第3 発議案第1号

第4 発議案第2号

第5 発議案第3号

第6 議案第59号

第7 議案第60号

第8 議案第61号から議案第63号まで

第9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君

17番 中 川 直 美 君
 19番 近 藤 和 義 君
 21番 金 田 淳 一 君

18番 佐 藤 孝 君
 20番 室 岡 啓 史 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	副 市 長	鬼 澤 佳 弘 君
教 育 長	香 遠 正 浩 君	総 務 部 長	中 川 宏 君
企 画 部 長	石 田 友 紀 君	市 民 生 活 長	市 橋 法 子 君
社 会 福 祉 長	吉 川 明 君	地 域 振 興 長	岩 崎 洋 昭 君
農 林 水 産 長	中 川 克 典 君	観 光 振 興 長	小 林 大 吾 君
建 設 部 長	佐々木 雅 彦 君	消 防 長	中 野 照 之 君
財 務 部 長	齊 藤 昌 彦 君	教 育 次 長 佐	柳 澤 正 二 君
会 計 管 理 者 (兼 会 計 課 長)	石 塚 美 好 君	上 下 水 道 長	森 川 浩 行 君
両 津 病 院 長	倉 内 学 君	選 挙 管 理 会 長	谷 川 直 樹 君
監 査 委 員 長	原 田 健 一 君	農 業 委 員 会 長	木 下 和 重 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 川 雅 史 君	事 務 局 次 長	齋 藤 壮 一 君
議 事 調 査 係	池 秀 和 君	議 事 調 査 係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議のデータは、今定例会のフォルダの中にアップしておりますので、御確認をお願いいたします。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第2号から議案第14号まで、議案第28号、議案第42号、議案第48号から議案第51号まで、議案第55号、議案第56号、議案第58号
（市民厚生常任委員会分）

議案第15号から議案第22号まで、議案第29号、議案第31号、議案第43号から議案第45号まで、議案第47号、議案第52号、請願第1号、陳情第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第23号から議案第26号まで、議案第30号、議案第46号、議案第53号、議案第54号、議案第57号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第2号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告に準じ、給料表の改定や扶養手当の見直しなど、所要の措置を講じるため、佐渡市職員の給与に関する条例はじめ、関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の制定について。本案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告において、寒冷地手当の支給地域の改定により、新たに本市が支給対象となるため、佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、職員が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境に整備するなど、所要の措置を講じるため、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの

であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるなど、所要の措置を講じるため、佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告により、一般職に寒冷地手当が支給されることになったため、一般職に準じて市長、副市長及び教育長を支給対象とするほか、期末手当の支給月数を3.2月に引き上げるため、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例及び佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市議会議員の期末手当の支給月数を3.2月に引き上げるため、佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、大学などの交流拠点施設を設置し、本市を訪れる大学生などの宿泊を支援し、地域づくり活動などの促進及び関係・交流人口の拡大を図るため、佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、土地の価格が安定している現在において、基金で用地を先行取得する必要性が薄れており、今後、新たに土地を購入する予定がないことから、佐渡市土地開発基金条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年4月から赤泊学校給食センターを廃止し、南佐渡学校給食センターに統合するため、佐渡市学校給食センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊中学校が令和7年3月末で閉校になることに伴い、同施設の体育館を4月から赤泊体育館として活用するため、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員の定数を現実に即した実員数に近いものとし、また、消防団員の処遇を改善するため、佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第28号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに令和7年度から令和9年度までの佐渡市辺地総合整備計

画を策定するため、議会の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算を定めるもので、その歳入歳出予算の総額は467億5,000万円と前年度当初予算と比較して12億5,000万円、率にして2.6%の減となるものであります。主な内容は、原油価格・物価高騰から市民の暮らしを守る当面の対策や、「豊かで住み続けられる持続可能な島」の実現に向け、「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」の2本の未来像に向けた施策に集中的に取り組み、また、地域医療の提供体制やライフラインを維持しつつ持続可能な財政基盤を維持していけるよう、民間の積極的な活用やデジタル化により業務の効率化と組織のスリム化を徹底的に進め、プライマリーバランスゼロを目指した行財政運営の変革に取り組むものとなっております。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。(1)、総務部防災課。①、指定避難所64か所の備品整備については、Wi-Fiを含め、早急に行うこと。なお、学校体育館のエアコン設置について担当課が明確になっておらず、早急に協議・検討すること。

②、地区防災計画の作成については、地域の力量が異なるので、全ての地区で計画の作成につながるよう積極的に働きかけること。

③、防災力向上のため、自主防災組織育成補助金制度は見直しを図るということであるが、地域の実情を把握し、制度の充実を図ること。

(2)、企画部総合政策課。①、大学等の交流拠点施設及び地域みらい留学事業の所管は総合政策課となっているが、事業内容を鑑み、所管変更を検討すべきである。

②、地域みらい留学事業（高校生の島留学）については、他の島留学にはない佐渡の魅力を十分に示し、目標達成に向けて努力されたい。

③、ゼロカーボンアイランド推進事業については、補助事業ばかりが目につき、本来の趣旨が見えてこないのので、脱炭素に向けた目標値の設定や推進計画など、市民が理解しやすいよう見える化を図ること。

(3)、財務部財政課。今年度、行政運営改革ビジョンを進める中で、外郭団体に対する負担金の見直しを検討しているが、これまで指摘してきた負担等の在り方を早急に見直すこと。

(4)、財務部財産管理課。公用車管理は人命に関わることから、自動車検査登録及びタイヤ交換をはじめ安全管理・整備等を一層徹底すること。

(5)、教育委員会教育総務課。①、スクールバス運行、学校図書、学校消耗品購入など予算管理と執行する部署が一致していない事業が複数見受けられた。教育総務課の在り方も含め、検討すること。

②、子供の教育格差が生じないよう、国の就学援助補助対象品目にあるオンライン学習通信費を市の補助対象品目に含めるべきである。

(6)、教育委員会学校教育課。小・中学校体育館のWi-Fi整備は2か年計画であるが、災害時の避難所にもなる施設であることから、防災担当とも連携し、早急に対応すること。

(7)、教育委員会社会教育課。①、生涯学習の推進は、計画にのっとり、社会教育委員の意見を聞くだけにとどまらず、生涯学習推進会議において十分に議論すること。

②、佐渡文化財団については、令和7年度から市職員の派遣がなくなるので、専務理事の選任も含め、一刻も早く財団の在り方を含めた組織体制の早期確立に努めること。

2、市民厚生常任委員会。(1)、市民生活部健康医療対策課。健康寿命日本一を目指すには、病気の早期発見・早期治療が必要である。令和7年度から健康診査、各種がん検診の申込方法が変更されることによる受診率の低下が懸念されるため、受診勧奨に努められたい。

(2)、市民生活部生活環境課。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ収集費について。燃やすごみに関して、令和7年6月以降ごみ処理券導入による指定ごみ袋との併用の方針について説明があった。ごみ処理券の導入によってごみの回収が滞り、市民や事業者にとって不都合などが起きないように周知を徹底すること。

3、産業建設常任委員会。(1)、地域振興部・農林水産部・観光振興部総括的事項。「可処分所得から見た豊かさ」を実感するためには、農業、漁業従事者だけでなく、市民にも第一次産業に関わることや旬の食材を楽しむことの理解を得る必要があり、それは第一次産業従事者の収入増にもつながる。昨今の米不足等を踏まえ、佐渡出身者等のゆかりのある方や姉妹都市、リピーターの方への食料提供にとどまらず、田植や稲刈り、柿もぎ、刺し網漁などの体験や観光、ふるさと納税などに参加してもらい、最終的には関係人口や二拠点居住の拡大を図ること。

(2)、地域振興部地域産業振興課。①、2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、創業・事業拡大等支援事業について。他の離島では、コロナ禍以降も予算総額があまり減少していないが、佐渡市は新年度、ピーク時の約3分の1程度の予算しか計上されていない。雇用の確保や事業が困難になる可能性があるため、佐渡市は国への申請を抑制しているが、雇用の最大化を目指し、積極的に取り組むこと。

②、2款総務費、1項総務管理費、14目支所及び行政サービスセンター費、支所・行政サービスセンター拠点化事業（地域コミュニティ交付金）について。新年度より、補助率が2分の1に変更されることで、各地域における当該交付金の活用が低下することが懸念される。また、現状では、草刈り等が主な利用実績となっていることから、今後、地域の助け合いや困り事の解決に向けて、支所、行政サービスセンターと協議し、より活用しやすい制度設計とすること。

(3)、地域振興部移住交流推進課。①、2款総務費、1項総務管理費、11目移住促進費、U I ターンサポート事業について。移住者の定着率向上のために地元住民と移住者との交流会を開催しているが、効果を高めるために、参加者の属性と定着状況を分析し、今後のU I ターン支援へ生かすこと。

②、2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティ活動推進費、地域おこし協力隊活用事業について。新年度から法人でも地域づくり等に関わる事業であれば、地域おこし協力隊を受け入れることが可能となる。法人の利益追求のみを目的とした受入れとならないよう、適切なチェック体制を構築すること。

(4)、農林水産部農業政策課。①、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費について。ア、第4次佐渡市地産地消推進計画の策定を予定しているが、今後の食糧不足を見据え、佐渡市民の生活を守るためにも、地産地消をより一層強化すること。イ、複雑な補助事業事務を担う人材が不足している。農家が農業に専念できるような支援を検討すること。

②、6款農林水産業費、1項農業費、6目畜産業費、畜産振興事業（原油価格・物価高騰対策）につい

て。島内の酪農家戸数は7戸しかなく、危機的な状況である。主に佐渡市内で消費される牛乳を生産する酪農家を守るため、支援を拡充すること。

(5)、農林水産部農林水産振興課。2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、輸送コスト低廉化事業について。佐渡市の予算は長崎県五島市の約3割、金額で約3億円の差がある。燃料費高騰などにより輸送費が増加している状況を踏まえ、本事業を有効活用して生産者の所得向上を図ること。

(6)、観光振興部観光振興課。①、2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、滞在型観光促進事業について。コロナ禍以降でも帰省客数が戻っていない。地域とのつながりが希薄化すれば、Uターンやふるさと納税の減少にもつながるため、早急な対策が必要である。同窓会など、帰省のきっかけとなるイベントの支援を行うなど、関係課と連携して帰省客対策に取り組むこと。

②、2款総務費、1項総務管理費、19目都市再生整備計画費、住民ガイド研修事業について。世界遺産登録後のインバウンド需要に対応するため、外国語対応が可能なガイドの育成が急務である。以前から要請していた佐渡市在住の外国人によるガイド及び地元ボランティアガイドの育成を進めること。

③、7款商工費、1項商工費、4目観光費観光地域づくり推進事業について。ア、観光案内所運營業務委託料について。今年度は観光案内所の人員確保ができていない。人材不足が深刻な佐渡において、今後も人員確保は難しいと想定される。情報発信や各種手続のオンライン化により、案内所の負担を軽減する方針であるが、生成AIを活用した業務改善と観光案内も検討すること。イ、佐渡観光交流機構運営費補助金について。佐渡の自然・文化・交流を体験できるサドベンチャーの利用者のうち、半数が滞在型観光促進事業の補助金利用者である。補助金での誘客に頼らずとも魅力を感じられる商品開発に努めること。また、前年踏襲が不適正事務を招いた原因の一因であるので、補助金の根拠を明確にし、要綱に明記すること。

④、7款商工費、1項商工費、4目観光費、歴史・文化を活用したアドベンチャーツーリズム推進事業（プロモーション業務委託料）について。佐渡の伝統文化や食文化を紹介し、フランスにおける佐渡の認知度向上とインバウンド誘客を図る事業であるが、これまでも同様の取組を複数の国で実施してきた。その経験を踏まえ、より効果的な事業を行うこと。

(7)、観光振興部交通政策課。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、交通対策事業（市営コミュニティバス運行事業）について。利用者が多い路線は、以前に行っていた福祉バス事業を利用したことがある方が多いとの説明があった。利用が少ない路線については、1人での利用をためらう方がいるとの説明もあったため、複数人で気軽に利用しやすい環境をつくるために、病院や商業施設等と連携したイベントを開催するなどの取組を行うこと。

議案第48号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第49号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第50号 令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第51号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上4議案は、令和7年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万円、二宮財産区327万3,000円、新畑野財産区345万6,000円、真野財産区326万9,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しまし

た。

議案第55号 さわた図書館家具等備品購入契約の締結について。本案は、さわた図書館に設置する書架及び机について、2月21日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出それぞれ7,000万円を追加するものであります。主な内容は、道路除雪事業に係る経費などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、令和7年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出それぞれ8,000万円を追加するものであります。内容は、地域医療の中核を担う厚生連病院への緊急支援経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会で付した意見は次のとおりです。

意見。4款衛生費、3項医療推進費、3目病院費、病院補助事業について。本事業は、佐渡医療圏の持続可能な医療提供体制を確保することを目的に、地域医療の中核を担う厚生連病院の機能を維持するため緊急的な独自支援を行うものである。しかし、新潟県内7医療圏の中で唯一県立病院が存在しない佐渡医療圏としては持続可能な医療提供体制を維持することが難しい状況にある。そのため、国や県からのより手厚い支援を受けるよう最大限の努力をすることを強く求める。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第7号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○7番（山本健二君） よろしく申し上げます。何聞きたいかということ、どのような審査内容だったかというのと、それと市の財政に上げると影響があるかというようなことを審査したようだったら教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 山本健二議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

議案第7号、それから議案第8号、議案第9号ということで、議案第7号は佐渡市特別職の職員の給与条例の改正、議案第8号は佐渡市教育長の給与条例の改正、議案第9号は議員の報酬、費用弁償等の条例の改正だというふうに理解をしております。そこで、諮問委員会ということですが、特別職報酬等審議会のことかと思えます。山本議員も御承知のとおり、このたび特別職報酬等審議会の答申で、市長、副市長、教育長の給料及び議員の報酬については、額の引上げをする答申がされているところであります。その中で、期末手当の支給月数を一律3.2か月で引き上げるのが妥当であるとの意見も付されていたところであります。これは答申内容ですが、執行部では今回の答申を参考に、市長、副市長、教育長、そして

議員の期末手当の支給月数を改正する条例改正を提案しているものであります。委員会の審査の中で、答申どおり提案すべきでないのかとの質疑もありましたが、この後ですが、行政改革に取り組む中で、給与及び報酬額も上げるのは難しいと判断したものであると説明がありました。また、期末手当の支給月数については、議員、教育長、市長の支給月数が異なっており、本来であればそろえるのがよいのではないかとということで3.2か月に合わせたという説明がありました。それを委員会では、審査をした結果、最終的に了としたものであります。また、今回の期末手当の支給月数の改正によりまして、特別職全体で147万円の増となるものです。今回の答申と増となる額を踏まえた中で、執行部においては条例改正を提案したということで説明がありました。それも含めて、委員会ではそれを了としたものであります。参考までに申し上げますが、市長、副市長、教育長の合計額は48万1,000円、議員が21名で98万8,230円ということになっております。

それから、議案第8号、議案第9号については、今申し上げたとおり内容が重複しますので、議案第8号、議案第9号も同様の説明ということになります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） 反対の人も、反対というのか、いたようですが、これちゃんとこの上がるというお金は国から来る予定になっておるのか、手当についておるのか、それを聞きたいです。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 一般会計ということもありますが、国とか県からこの金額が来るということは審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 山本健二君、3回目です。

○7番（山本健二君） さっき言えばよかったのですが、この前ちょっと不祥事が出ていますが、これについては審査のときに意見というのか、審査では出なかったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 山本健二議員が今言われた不祥事というのがどれに当たるのか、それちょっと私ども分かりませんし、不祥事については審査の対象ではありませんので、審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第7号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第7号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入

ります。

総務文教常任委員長に対する山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○7番（山本健二君） さっきのと同じになるのですが、お伺いしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○7番（山本健二君） さっきのと同じ質疑になるのですが、よろしくお願いします。

○議長（金田淳一君） 山本議員に申し上げます。

山本議員、ちゃんと質疑をしてください。もう一回同じ質疑をしてください。お願いします。

○7番（山本健二君） 給料というのか、報酬上げるというのですが、先ほど言ったとおり、市政に影響があるか、それからどんな審査をしたのか教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 先ほど議案第7号でもお答えをさせていただきましたとおりであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第8号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第8号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○7番（山本健二君） これも同じで、どのような審査があったかというのと、市民の意見を聞いておるのか、その辺質疑で出ておるのか教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 審査の内容は、先ほどの議案第7号、議案第8号と同じですが、市民の声ということについては、特別職報酬等審議会から出てきておるものをそのまま協議をし、審査したということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） これ、大きい自分としてはあれだと思っておるのですが、アンケートというのか、それから意見聴取というのか、そういうのは質疑で出なかったのでしょうか。執行部に聞いておくとか、

そういうのは審議のときに出なかったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） その内容については、委員会ではその話は出ておりませんし、審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第9号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表して反対の討論を行います。

現在出ているのが議員報酬の値上げに関するものでありますが、先ほどから議論になっておりますように、特別職、議案第7号は市長、副市長、議案第8号は教育長でございます。関連をしているので、併せて討論します。

市長、副市長、教育長は常勤ですから、議員報酬とは性格を異にします。今さら言うまでもありませんが、地方議会の議員の報酬は議員の行うべき勤務に対する反対給付であります。つまり成果物をもらうから、反対給付としてもらえるというのが、常勤職員への給与と区別をされているというふうに言われているものであります。

反対する点でございます。その前に、これは何度も言っていますが、議員の報酬は、地方自治法では支給をしなければならないというふうに定められておりますし、期末手当については、支給することができるという規定になっているものであります。そこで、なぜ反対するかということでございますが、今年度の国の方針を見ても物価高騰の中で、国民の暮らしをどう守るのかというのが最大テーマであります。春闘などで賃上げの報道がいっぱいありますが、圧倒的に大手だけでございます。実際には中小企業の方々は賃上げもできない、それどころか物価、円高で苦しんでいるというのが今の状況であります。例えば年金受給者の関係ですが、今年度1.9%の引上げになりましたが、物価上昇は2.7%ですから、実質は大きく下がっている。国民年金の老齢基礎年金の満額が6万8,000円ですが、実質は4万8,000円まで年金が下がっているというのが実態です。こんな中で上げるべきではないというのが反対の理由であります。

また、市民の暮らしを見ても分かりますが、スーパーに行っても、どこに行っても、外食をしても、以前と比べものにならないぐらい物価高騰になっているというのが私は現状だというふうに思っています。こういう状況がある中で、今ここは我慢するべきではないかというのが考え方であります。先ほど委員長報告の中にもありましたが、行政運営改革ビジョンで今後市政の財政も立て直していくという中でありますから、なおさらだというふうに私は思っているところでございます。ちなみに、物価高騰の状況ですが、2025年度はもう既に8,867品目、そして2025年度は2024年度を上回る大幅な値上げがされるだろうという統計も報告をされているところでございます。ここは、額としては先ほど委員長の答弁にあったとおり、大きな額ではございませんが、反対の討論とするものであります。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第9号についての討論を終結いたします。

これより議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算についての委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○7番（山本健二君） よろしく申し上げます。真野行政サービスセンター、真野ふるさと会館、佐渡スポーツハウスの利用計画とか、工事計画など、審査したようだったら教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 山本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

真野行政サービスセンター、真野ふるさと会館、佐渡スポーツハウスの利用計画、工事計画について審査をしたかというところでございますが、初めに真野行政サービスセンターについては、エレベーターの設置（外づけ）に係る設計業務についてです。この後、利用団体、地区の方々に説明会を開き、了解を得た上で進めていくという説明がありました。また、以前、上下水道課が入っていた1、2階部分については、公民館として活用していきたいということでありました。

次に、佐渡スポーツハウスの改修については、プール棟の空調の改修工事であると説明がありました。

7月から工事に入り、年度内に完成をしたいということであります。

最後に、真野ふるさと会館については、現状このまま使用するということありますので、改修工事にかかる予算はありませんでしたので、審査をしておりません。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） 真野行政サービスセンターの説明会は、1回、地域住民の方を対象に開催しておると自分は思っておりますが、この1回の開催でもう十分だというふうに審査したのか、それから期間のことで、佐渡スポーツハウスのが7月から空調の関係をやるというのですが、以前のように、また工期が延びて利用期間が小学校のプールの使用期間とダブってというのか、一緒になって使えないで授業ができ

ないという可能性とか、そういうのは審査したのでしょうか、教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 真野行政サービスセンターについては、議場が空いているところも使えたら使うほうがいいですよという意見もありました。佐渡スポーツハウスのプール棟については、それは延びるか延びないかは私どもが云々ということではなくて、極力年度内に工事を終わらせなさいということは担当課には申し伝えてあります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 山本健二君、3回目です。

○7番（山本健二君） よろしく申し上げます。今委員長の説明だと、3階はなるべく使うというような感じで受け取ったのですけれども、自分が聞いておるといのか、説明のときには行政サービスセンターで使いたいという報告というのが説明会のときに説明があったと思います。それから、この真野行政サービスセンターの利活用の説明会、これは1回でもう地域住民の意見は吸い上げたという審査のときにあったのか、十分かというのにはあったのか、その辺を教えてください。

○議長（金田淳一君） 総務文教常任委員長、坂下善英君。

○総務文教常任委員長（坂下善英君） その回数までは審査はいたしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長に対する山本健二君の委員長質疑を終結いたします。

次に、市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 通告をしてあるとおりです。健康増進費についてでございます。委員会でも指摘をしている市民の健康診査及び各種がん検診の取組が今年度から変更になりますが、それに伴う健診の受診率の向上や早期治療、健康増進につながる内容になっているのかどうなのか、その辺ちょっと危惧したような意見になっているかというふうに思うので、具体的に聞きたいということであります。

2点目は、この後の補正予算の議案第58号とも関係しますが、公的病院、いわゆるJ A 厚生連病院、佐渡病院への緊急支援の補助金についての全体像と今後の方向はどんなになっているのか。上程のときにもお聞きをしましたが、どことどこの市がどうなって、全体としてどういうふうに支援をしているのか、そして1年で終わらないのだけれども、どんな方向になっているのかということをお聞きをしたいということでございます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 中川議員の質疑にお答えいたします。

健康増進費のところで、従来からの方式を変更しまして、従来2月から3月に行っておりました健診調査票、これを廃止しまして、国保の加入者や過去の健診履歴から、佐渡市のほうで判断して健診の案内を送付するというふうに変更になっていました。それ以外の方については、電話、電子申請等での申込みが必要となったわけです。なぜこの意見についてつけたかといいますと、この変更の案内は市報「さど」2月号に掲載されております。ただ、この後いつものとおりであると、市民の方は誤解して、ちっとも来ないというようなところもありまして、健診の受診率が低下するというのが非常に懸念された関係で、この審査意見をつけさせていただきました。

次に、公的病院の支援の補助金についてです。全体像と今後の方向はどうかというところですが、特別交付税に基づいた佐渡総合病院の運営補助を加えて、厚生連病院に緊急支援事業補助金を新設するものであります。厚生連病院緊急支援事業補助金については、令和7年度当初予算に4,000万円、令和7年度一般会計補正予算（第1号）で8,000万円、合わせて1億2,000万円を計上するものとなっております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 前段の健診の件ですが、これ、なぜこういうふうに変更したのかという大きな理由は一体何かということもお尋ねをしたいと思います。健診は言うまでもありませんが、19歳から39歳、40歳から74歳、それ以上という、この大きく3つに分かれているのですが、とても気になるのは、コロナがあって一旦受診率が落ちて、今度上がってきているのだけれども、また若干落ちているというような数字になっています。例えば75歳以上の男女でいいますと、令和2年度が18.5%だったものが令和4年度は29.3%。ところが、令和5年度が22.8%というのが市の数字になっております。私、一番気になるのは、国保のデータヘルス計画、保健事業の目標ということで計画を市民に知らせています。その中で、国保ですから、特定健診の受診率向上事業はどうやってやりますかというやり方を書いてあります。目標への取組は、特定健診対象者全員に地区で実施する集団健診のお知らせを送付します。2番目に、集団健診未受診者には受診勧奨通知をやります。市が委託する云々、つまりやめるということは、今まで市民にこうやって健康診査の受診率を上げますよということと全く真逆のことをやるわけですから、事情の変更があるのはしょうがないと思うのですが、その辺がどうなったのか。達成できるのかどうなのか。このデータヘルスの計画は言うまでもありませんが、令和6年度から令和11年度までという計画で、市民に公表している計画で、取組を大きく変えるなら、変えるなりの周知なりなんなりしないと、私はいけないと思う。ちなみに、私のところにも、これ今回封筒もないけれども、どうなのだなという声もいっぱいあるものですから、お聞きをしたいというものです。

公的病院の関係ですが、おっしゃってくれたことは今まで聞いている中身ですが、この補助金はこれまでのあった運営費の補助金の増額ではないというふうに私は思うのです。そうすると、交付要綱案とかがあるのだらうというのですが、その辺どうなっているのか。それと、もう一つは、県を中心としてJA厚生連に支援をしていくということの理解をしている。同じ厚生連の中核病院の6市の対応は足並みがそろっているのかどうなのか。一般的には一律分と追加分ということで分けられているようですが、その全体像が全く分からないということなのです。佐渡市がやるというのは分かるのです。そこはどうなっているのか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

まず、健康増進費の健診の件ですが、変更の理由について執行部のほうからは、従来の健診の申込みの回収率が半分ぐらいだと。非常に無駄になっておるとというのが回答でした。他市の取組を参考にして、3年健診を受けている人には申込みがなくても自動的に通知が届く仕組みを今年度からやると。そして、申込みをしなければならない、自動的に来ない人は電子申請、または高齢者の方は電話で申し込めることを

お知らせしているということでもあります。ただ、この点も心配ですので、先ほど申しましたように、審査の意見で付したところでもあります。

そして、病院のところですが、他市の状況については、佐渡市のほうでは、新聞、マスコミ等の情報で知るだけでありまして、それ以上のことは他市のほうからは聞いておらないということで報告を受けております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） データヘルスの令和11年度を目指す計画では、令和4年度の特定健診の受診率が53.9%で60%に上げると。県内のほかの受診率を見ても平均値より上に佐渡市いるのです。これ、きっと保健師たちが頑張っている部分が非常にあるのだらうなと思うのですが、ただ私が一番言いたいのは、多くの方が不安になっているという部分が1つ。それと、もう一つはインターネット上にも出ていますが、佐渡市のデータヘルスの計画の取組のやり方ということで、こうやると受診率が上がるのだというのが書いてあるにもかかわらず、ぐにゃっと変えるというのは、これあまりスマートではないというふうに思うわけです。ぜひ医療も大変ですから、受診率を高くして健康な方がいっぱいいるようにするというのがやっぱり大きな目標だと思うのですが、その辺審査しなかったとは思いますが、受診率のあたりはどのように審査をしたかお答えいただきたい。

2点目は、先ほども聞いたのですけれども、今回の佐渡の厚生連への支援は、ほかは分からないということなのだけれども、それもおかしい、後で出てくるのだと思うのだけれども、運営費の補助金の増額ではないはずなので、そうするとこの緊急支援の要綱なりなんなりが要するというふうに報道でももう出ています。先ほど市民生活部長もおっしゃいましたが、出ておるわけで、その辺はどうなっているのか。ただ単に、これをやりますから、勝手に使ってくださいというのではないのだと思うのです、補助金ですから。その辺はどのように審査しましたか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 先ほどの健康増進費の健診率の向上については審査をしておりません。そして、病院のところですが、算定基準としては公立病院並みの算定基準、普通交付税を基準として、その2分の1を上限とすることを地域医療連携推進協議会において決定しております。最大で、これ1億2,000万円というところです。あと、そのほかに佐渡市の運営補助として公的病院運営費補助金2億3,000万円ということで、特別交付税措置に基づいた運営費補助であります。県の支援は10億円ということで、議員御指摘のとおりであります、各厚生連病院の支援額というのは不明であります。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 畜産振興費について、特に酪農農家が7戸で本当に危機的状況だと。以前は鶏もいた、豚もいたけれども、何もいなくなって、今度は酪農まで駄目になるのかと。昨日だかのニュースだと、市長が何かミルクモンブランを食べていたというのがあったけれども、そういう意味で、委員会としては支援拡充をやるべきだというのだけれども、どういうことをやれというふうに指摘をしたのか教えていただきたい。

2つ目、観光交流機構の補助金について、補助金の根拠を明確に要綱に明記することと指摘をしておりますが、要綱もなしに今年度も積算をされたという理解でよろしいのでしょうか。そして、補助金の事務のルール上は、これ極めて問題ではないかというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

今回の飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金では、乳用牛、繁殖牛、肥育牛1頭当たり1万5,000円を支援するものであります。当委員会では、令和5年度に行った支援額からの変更などについて審査を行いました。島内の酪農家が7戸に減少している現状を踏まえ、当委員会では佐渡市内で消費される牛乳を生産している酪農家に対し、佐渡島民の食を守るという観点から支援拡充の意見を付したものであります。

佐渡観光交流機構補助金の積算内容については、佐渡観光交流機構会費3万円、体制整備費4,021万6,000円、地域づくり推進費689万5,000円となっています。補助金の交付については、令和5年3月に制定された要綱に基づき交付するものであります。当委員会では、体制整備費における人件費相当額の7割補助などの根拠について要綱に明記することで、より明確な補助金交付事務を求めるものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 畜産の関係ですが、酪農でよく廃業になった牛が前は10万円ぐらいだったのだけでも、まるっきり売れなくなって、経営上大変だという話が早いうちから出ていますが、例えばそういった具体的な提案をやったり、ただやれ、やれと言うのではなくて、政策提言をする議会としては、こういったものもあるし、こういったものもあるし、こういったことを考えたらどうだとか、政策提言があったのかということ聞いたのですが、どのようなものがあったのか教えていただきたい。

2点目の観光交流機構への補助金の問題ですが、いろいろあって、市も調査チームをやって、報告書も出した問題で、以前の古い話ですが、平成29年の副市長通達というのがあって、補助金は公平性、明瞭性、透明性を明らかにして、しっかり要綱などを定めてやるべきだと、これ当たり前のことなのだけでも。それがない中でどうやって積算根拠ができたのですかということをお尋ねをしているのです。補助金のルール上、これは極めて問題があるものではないのかということをお尋ねをしているのです。山本委員長のほうの委員会には、現役の監査も元監査もいらっしゃるので、大変厳しい指摘があったのだらうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

酪農のほうは、一生懸命やってくださいという意見がありましたが、具体的にどうこうというのは審査しておりません。

それから、観光交流機構のほうは、もうしっかり精査して補助金を出しておるということで理解しております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長に対する佐藤定君の質疑を許します。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） それでは、産業建設常任委員長にお伺いいたします。

地域コミュニティ交付金についてであります。事業目的である地域コミュニティ維持のために必要な事業に対して、来年度、令和7年度からは補助率2分の1にしたのはなぜだ。そして、昨年同様にすべきだと思いますが、どういう審査をされたかお答えください。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

3か年の補助が打ち切られて国からのお金が来なくなった。それで、市のお金で運用しなければならないことになりまして、それで精査した結果、2分の1ぐらいしか出せないということで、こういう予算になりました。それで、審議の上で、委員の皆さんが、これはちょっと運用する頻度が少なくなるのではないかという質疑が出たのですが、今市のほうも苦しいので、これ以上出せないというお答えでした。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 市のほうがお金ないというようなお答えでしたが、前年度まで利用しておる実績の集落数というのはお分かりでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 今ちょっと資料、手元にないものだから、件数まではちょっと分かりませんが、報告はあったと思います。すみません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第42号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算についての討論に入ります。

佐藤定君の反対討論を許します。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君） 市民クラブ、佐藤定です。議案第42号、令和7年度一般会計予算に反対の立場から発言をいたします。

地域コミュニティ交付金は、地域の課題解決のため、自ら用途を決定し、活用することを基本として、集落等が主体的に取り組む地域内の困り事の解決や助け合いの活動を支援することにより、地域の暮らしに重要な役割を果たす地域コミュニティの維持、醸成を図るため活用されてきました。しかし、令和7年度からは補助率2分の1へ変更されます。活用してきた集落の予算は、留守宅などの増加により、区費による集落運営は厳しい状態であります。本交付金満額を当てにしていた予算組みに今のところなっております。今回の変更に当たって、活動している組織への情報把握や意見収集もなく、一方的に変更することは市民との対話を大切にする方針とは相入れないものであります。佐渡市行政運営改革ビジョン基本方針では、市民、市議会、佐渡市の協働による改革を目指すというところでありますが、市民の共助を支えるべき地域コミュニティ交付金の制度設計の変更を求めます。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で佐藤定君の討論を終結いたします。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。令和7年度一般会計予算について反対の討論をいたします。

まず、1つは、先ほども言いましたが、今回国の地方財政計画、国の方針は何か、一般質問でも言いましたけれども、いわゆる賃上げで経済を回す、困っている人を救って経済を回す、内需を喚起して経済を回すということであります。そして、全ての世代、現在、将来の賃金所得の増加をして、物価上昇を上回る。ところが、物価上昇を上回る状況になっていない年金だの、中小企業などの方々が極めて多い。そういった点では、施政方針でも物価対応についてはうたっているのですが、そこに積極的に取り組む年度であります。

今年度取組の点で評価できる点を二、三指摘をしておきます。1つは、従来から進めているコロナ禍以降の社会教育施設の利用の無償化など、これは非常に評判がいいので、新年度もやるようであります。ぜひコロナ禍であり外に出なくなった方々、いまだにそういう傾向がありますが、そういった者のためにもなるなというふうに思っております。

そして、もう一つは、業務効率化、自動化のRPA、そして生成AIもやるそうです。生成AIで議会の答弁がよくなるという審査もあったようですが、それともう一つは、リモートでつなぐ市民の窓口と、これも一定程度評価できるものかなというふうに思っていますが、ぜひリモートだけでなく、心でつなぐ市民の窓口をやっていただきたいと、こんなことを思っているところでございます。

そして、もう一点は、市の職員の働き方改革の点でございます。改正育児・介護休業法の関係で、先ほど冒頭で条例改正がありましたが、これは何かといえば、働きながら育児ができるように、働きながら介護ができるようにするという国自体の大きな法改正です。ぜひこれは徹底して働き方をしっかりやらせたいというふうに思いますが、ぜひ市民にも働きながら介護をする、働きながら育児をする、こういった対応を私は必要だというふうに、まず指摘をしておきたいなというふうに思います。

大きな点では、渡辺市政第2期の大きな柱であります佐渡市行政運営改革ビジョン、プライマリーバランスという、私でいうと何か訳の分からないの、出てきましたが、この問題であります。これは、いわゆる行政改革だというふうに私は捉えておりますが、この中では人口減、ライフラインの維持のためにプライマリーバランスをやらないといけないという話なのですが、そこで上げているものは、やるかやらないかは別にして、相川診療所、すこやか両津、これは介護の施設バランスにも関わる問題ですが、そして養護老人ホームの待鶴荘、軽費老人ホームのときわ荘、そして保育園の16園を具体的に挙げております。もちろんこれらの施設は老朽化をしておりますから、維持管理や更新が必要なことは言うまでもありません。また、これだけではなくて、独立した会計の特別会計で一般会計からの繰入れが問題だというような指摘もしております。また、2番目には、人件費の増加、村上市並みに抑えなければいけないということで、臨時のフルタイムで抑制みたいなことも言っているのがこの計画であります。

そして、市民生活にも大きく関わる点では、上下水道料の適正化という名の下での値上げも今後、検討するとは言っていますが、20%ぐらい、3億円程度ということでございました。令和5年度の決算資料から計算をしますと、現在上下水道料、10立方メートル、基本の水量で8,766円が20%の値上げをしたとす

ると、1万695円に値上がるということになるように私は計算ができます。

先ほど冒頭に言いましたが、物価高騰で市民の生活をしっかり行政が支えていく、経済を回していく、このことなくしてやっぱり地域経済よくならない。佐渡市だけでなく、大本の国の経済政策が悪いことは言うまでもありませんが、この間子育ての問題にも率先して国を動かしてきた渡辺市長としては、地域経済をしっかりと守っていく、こんなスタイルが私は必要だと思いますし、その点が弱いのではないかというのが見解です。

先ほど討論の中にもありましたが、地域コミュニティ交付金の関係です。実はこの地域コミュニティ交付金は、令和6年度は医療、介護、福祉を守る島として、地域包括ケアシステムの充実という中に位置付けておりました。ここに持ってきてありますが、ここに位置付けてあったのがなぜ大きく変わったのか。今やっぱり地域をしっかりとつくっていく。先ほど言いましたが、職員だけではなくて、市民も働きながら介護ができる、育児ができる、こういったことを応援していく点でも、私は地域コミュニティをしっかりと今つくっていくということが地域の支えをつくっていく上でも重要だなというふうに私も思っております。ぜひ地域コミュニティ交付金については、大変いい制度だなということでこれまで評価が高かったものでありますから、しっかりとまた市民の声を聞いて対応していただきたいというふうに思います。

最後に、プライマリーバランスというのは財政用語で、佐渡市の使っているのは、これ間違っています。ある方に言いましたら、いや、非常に佐渡市のセンスが分かるというお話もありましたが、昨日ですか、上越市が財政調整基金が枯渇をするので、ためると、このことについては誰も反対しないものであります。プライマリーバランスといえど、収入と支出のバランスを取るというふうに単純に理解をします。多くの市民は、佐渡市は財政難だから、いいなどと絶対思っていない。よくもないのに議員のボーナスを上げるなんていうのは、これはとんでもない話だというのは先ほどの論理なのですが、そういう意味で言うと、市民は誤解をしかねません。しっかりと事実の下でやっていく。有名な話で、名誉の赤字と不名誉の黒字というのがあります。行政というのは、赤字でも市民のためにしっかりと頑張る、このことが今求められている。経済をしっかりと動かしていく、その先頭に立つべきは市の役割だということを述べて反対の討論いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第42号についての討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第56号、議案第42号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時03分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第15号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童手当制度において所得制限の撤廃や児童の算定対象年齢などの見直しが行われたことに合わせて、所要の改正を行うため、佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正するものがあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業などの運営に関する所要の改正を行うため、佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、施設の人員配置基準に関する所要の改正を行うため、佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市介護老人保健施設すこやか両津を旧介護老人保健施設さどに一時的に移転して運営するため、佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年5月からの佐渡市立両津病院の新築・移転に伴い、所在地などの所要の改正を行うため、佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市母子健康セ

ンターの機能を集約するため、佐渡市母子健康センター条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津病院の移転に伴い、両津保健センターにおける実施業務を両津支所内へ移行したため、佐渡市保健センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、入浴の利用料金について、近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、施設の維持管理に係る経費との収支バランスの是正を図るため、佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、佐渡市の事務のうち郵便局が行う事務の範囲にマイナンバーカードの更新などを追加し、その事務を取り扱う郵便局として、鷺崎郵便局、姫津郵便局、水津郵便局、多田郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について。本案は、佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事について、令和6年12月18日に随意契約した相手方と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,200万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億4,200万円、率にして2.6%の増となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び新潟県に納付する国民健康保険事業費納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,651万4,000円とするもので、前年度当初予算と比較して2,121万4,000円、率にして2.3%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億8,058万8,000円とするもので、前年度当初予算と比較して2億1,301万2,000円、率にして2.4%の減となるものであります。主な内容は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基として、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,337万円とするもので、前年度当初予算と比較して4億7,603万円、率にして42.5%の減となるものであります。主な内容は、介護老人保健

施設すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第52号 令和7年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を15億7,328万円、支出の予定額を20億8,907万7,000円とし、資本的収支では収入の予定額を1億6,773万4,000円、支出の予定額を1億867万5,000円とするものであります。主な内容は、地域医療確保のため、病院事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。令和7年5月に稼働する新両津病院は、佐渡総合病院と共に佐渡医療圏を担う病院である。佐渡総合病院との連携と役割を明確にし、より効率的な医療体制を整え、地域住民が求める安全で安心な医療を持続的に提供できるよう努力されたい。また、病院事業の経営は厳しい状況が続くものと思われる。よって、国や県からのより手厚い支援を受けられるよう努力すること。

請願第1号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願。本請願は、厚生年金と国民年金の調整期間を一致させ、基礎年金を底上げすることに加え、積立金を活用することで基礎年金の調整期間を終了することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第1号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情。本陳情は、自治体の治安の状態について数値化、図表化し、ホームページ等で市民と共有するとともに、削減に向けた実施計画を策定し、市民と協力して進めることを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論を行います。

すこやか両津の運営上、一時移転する、いわゆる住所変更の条例について賛成いたします。移転期間は、令和7年4月28日から当面の間であります。市民の中では、永久に移転となり、両津地区介護施設のベッド数、90床減少のままになるのではないかと危惧されております。執行部は、移転期間中に高齢者人口や市内の施設配置等も踏まえ、今後の工事計画と併せて、施設の在り方を検討するとしております。現すこやか両津の独立インフラ整備工事を完了し、介護老人保健施設を現住所で再開することを市民に約束すべきということを申し添えて賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第18号についての討論を終結いたします。

これより議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制

定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） いわゆる入浴施設関連の20%の利用料の値上げということでございますが、この3つのうち2つの施設は廃止をして、来年度民間に譲渡することが明らかになって、計画も出されているようなのですが、それとの関連を含めて、この値上げがやっぱりどうだったのか。もっと分かりやすく言うならば、もう1年たてば、3つのうち2つが離れるのだから、値上げしなくてもいいのではないかという話だって当然あるだろうし、いろいろな議論があったのだろう。もちろんクアテルメ佐渡とビューさわたが事実上、市としてはやめるというのが明確になっているのだけれども、その辺も含めて料金値上げがどういうふうに絡んで審査もされたのかということでございます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、中川議員の御質疑にお答えいたします。

本条例の改正は、物価高騰、そして最低賃金の引上げによる入浴施設の経営安定化というところを目的として、入浴料を引き上げるものであります。具体的には、南部地域でありますと、クアテルメ佐渡以外にも赤泊や小木に民間の温泉施設が多数あります。民間譲渡を前提に競合する事業者が物価高騰で円滑に対応できるような形というのも今後考える必要があるということで、今の物価上昇を反映したもので料金改定をしたというような説明がありました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 原材料や人件費やいろいろなものが上がっているということで、物の値段が上がるというのは、これある意味致し方のないことなのではあります。そこでお聞きをするのだけれども、私この間も何度も言っていますが、国自体が指定管理の運用における留意点ということで、賃金スライドや物価スライドをしっかりと反映させなさいよというふうに言っています。ちなみに、市民厚生常任委員会の資料を見ますと、例えばビューさわたでいうと、経費の増の部分は99万7,000円余りで、支出に占める割合が3.4%。それ以外のものも出しているのですけれども、そういうことになっています。そういう意味でいうと、料金の値上げは値上げなのだけれども、委託をしている親元の佐渡市として物価スライドや物価に見合った補填をしっかりとやっているのかどうなのか。それをやっていけば、値上げも抑えられる部分が私はあるのではないかと思うのだけれども、その辺どうなのか。この後出てくる赤泊のサンライズ城が浜も同じことなのでございますが、その辺どういう、つまり国自体が賃金や原材料の高騰で指定管理の指

定管理料が大変ですから、賃金スライド、物価スライドもしっかり考えなさいよと、この間、令和4年からずっと言われていたのだけれども、どうなのか。ちなみに、今年度の当初予算では、国は物価高への対応として、施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費についても増額して計上しているということになっているわけで、一定程度ものが入っているというのは間違いないと思うのですが、その辺も含めて、今大変なときにやっぱり値上げする必要があったのかということも含めてお聞きをしたい。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 今ほどの御質疑ですが、指定管理料を物価上昇に合わせて見直しをしているかということについては審査をしておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 当然やっていないと思いますが、議員の報酬の引き上げた分を充てても間に合うかどうか、そういう審査したでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 残念ながら審査をしておりません。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第22号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

この議案は、いわゆる入浴施設、温泉施設の料金値上げ、500円を600円ですから、20%の値上げというものであります。100円ぐらいならいいだろうというような何か顔が見受けられるようですが、先ほどちょっと言いましたが、年金でさえ1.9%で、実質大きく目減りしている。もちろんコロナ禍によって、温泉の利用者も大きな変動をしたというふうに私は思っています。この間、健康寿命、医療、介護は大変だ、入院もなかなか大変だという中で、いかに健康増進をやってもらうかということで、佐渡市は健康増進施設として位置づけてきた温泉であります。もちろん利用の状況によって考えていく必要はありますが、今この時期に上げるべきではないだろうということで反対討論いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第22号についての討論を終結いたします。

これより議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） 日本共産党市議団を代表して、令和7年度の国民健康保険の特別会計についての反対の討論を行います。

上程のときにもやりましたが、一般質問でも答えがありましたけれども、今まで佐渡市は医療を受ける権利、受診権は侵害をしておりませんでした。高く払えない国民健康保険税一定程度になりますと、分かりやすく言えば、保険証を取り上げられたのです。そして、事実上10割を払わなければいけないということは佐渡市はやっていませんでした。ところが、残念ながら、実はマイナ保険証の関係で旧国保が変わったということがあって、いわゆる短期証というものが出せなくなりました。答弁にもありましたが、資格確認書というものは、いわゆるこれを持っていくと10割払わなければならない。10割払って、これを役所に持っていくとお金を返してくれるのですが、あなた滞納していますねって事実上返してくれないのです。こういったことは今までやっていなかったのですが、現時点では子供は実はやっていないということが分かりました。つまりこれは俗に専門用語で言うと、臨時の資格確認書というものです。佐渡市に現在受診権、医療を受ける権利を抑制されている人は37世帯58人ということになります。その中には、国保加入者は高齢者が多い、年金受給者が多い、高く払えないということですから、医療を受けたい人もいっぱい私いるのではないかと。しかもそれを上げる基準というのは、医療を受けたい人からは取り上げては駄目だということにもなっていますし、今まで以上に懇切丁寧な対応をなさいというのが法改正によって義務づけられているのでありますが、残念ながら37世帯58人いる。これは、医療を受ける権利の侵害であるというふうに私は思うわけであります。先ほど言いましたが、子供に対しては臨時の資格確認書というものがやれるわけですから、この対応を私はするべきだなというふうに思います。何か感染症やいろいろなものからできるだけ早く病院にかかって重症化にならないようにするにも、保険証がなければ医療機関にかかるのは非常に難しい、このことは言うまでもない話だというふうに思います。この1点で反対するとともに、ぜひ物価高騰の折ですから、国民健康保険の負担の割合というのは極めて重いという状況ですから、佐渡市的なプライマリーバランスに反しますが、繰入金もして、国保の加入者の安定をしっかりと図っていくべきだということを本算定ではありませんが、しっかりと述べて反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で議案第43号についての討論を終結いたします。

議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願についての討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 日本共産党市議団の栗山嘉男です。請願第1号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願の賛成討論を行います。

物価高騰の折、高齢者の暮らしはマクロ経済スライドと年金額改定ルールを続けたために、安倍政権以降、12年間で実質7.8%も減額改定となり、昨年12月に公表された2023年度末の月額10万円以下の老齢年金額の受給者は2,231万人に及びました。年金だけでは生活できず、高齢者の就労は2023年までに318万人増の914万人となっています。特に女性の低年金者は、10万円以下が1,738万人、5万円以下が492万人であります。今年の7月に公的年金財政の定期健康診断に当たる財政検証結果が公表されました。現在の経済成長率がそのまま続くとしたケースでは、夫婦2人のモデル世帯で、33年後にはモデル世帯の受け取る年金受給額は、現役会社員の手取り収入額と比較した給付水準では、現在よりも2割目減りし、基礎年金は3割低下します。さらに、年金給付を抑制するマクロ経済スライドの調整期間は、国民年金は2057年度まで続き、年金の伸びが減額されていきます。新潟日報の記事でも国民年金のみで暮らす人には打撃が大きい。低年金でも安心できる対策を急いで講じる必要があると警鐘を鳴らしています。高齢者に支給される年金のほとんどは消費に回りますので、年金減額による購買力の衰退が地域経済に悪影響を与えています。年金受給者は、何より生活できる公的年金を願っています。一方、年金積立金残高は約290兆円、株式配当や債権利息で毎年2兆円から3兆円の運用益を生んでいます。配当利子収入の活用で基礎年金の調整期間と厚生年金の調整期間を同時に終了し、実質的価値を維持し、物価上昇を上回る年金額にすべきであります。

以上より、年金積立金を活用して早期に基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間を終了し、給付水準を引き上げ、若者も高齢者も安心できる年金にすべきと申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で請願第1号についての討論を終結いたします。

これより請願第1号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

請願第1号を採択することは否決されました。

これより陳情第1号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情の委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） このいじめ、自殺等を減らす取組の陳情ですが、令和7年4月1日から議会基本条例が施行されました。陳情や請願などというものは、市民からの政策提言として受け止めて、大いに生かそうということというふうに思います。この中身については、別にそう多く反対をするところはないのではないか。もちろん請願、陳情ですから、修正案を採択するということはできませんが、趣旨採択とか、一部採択とか、生かすべき点は、私大いにあったというふうに思うのですが、何ゆえにこのようなこと、不採択ということになったのかお聞かせ願いたい。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 中川議員の御質疑にお答えします。

いじめ、自殺を減らす取組ということについて、内容については賛成というような立場ですが、その内容の公表等について、ネガティブな情報で、それを他市と比較するというのの意味が分からないとか、市でも情報発信には一生懸命取り組んでおりますので、これ以上の公表についての取組は必要ないのではないかと。あと、この陳情については個人的な見解というのが含まれており、数値化して出すということ自体はおかしいというような意見が出されて否決となりました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 議会基本条例に関わることでもあるので、もう一回言います。先ほど冒頭言ったように、ですから請願、陳情の修正というものはもちろんありません。ないが、そこの部分のいいところは拾って趣旨を採択するとか、部分採択をして、政策提言として受け止めて、議会として執行部に提案するというのが反対給付、議員の仕事だというふうに思うのですが、ということ聞いたのです。いかがでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） そのような修正の議論はされませんでした。

○議長（金田淳一君） 以上で陳情第1号についての委員長質疑を終結いたします。

これより陳情第1号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第1号を採択することは否決されました。

これより議案第18号、議案第22号、議案第43号、議案第47号、請願第1号、陳情第1号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第23号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、入浴の利用料金について、近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、施設の維持管理に係る経費との収支バランスの是正を図るため、佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度まで指定管理制度を活用して施設の運営を行っていた赤泊自然休養村管理センターを令和7年度から市の直営に移行するため、佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、「佐渡島の金山」の世界文化遺産への登録が決定したことにより、基金の設置目的を変更するため、佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、建設業法施行令の改正に伴い、同政令を引用する箇所を条ずれを改めるため、佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 市道路線の廃止及び認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線の道路区域の変更などに伴い、市道路線を廃止及び認定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするもので、前年度当初予算と同額になるものであります。主な内容は、市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するとともに今後想定される小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理経費を計上し、その財源を売電収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第53号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を26億3,428万円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を11億548万3,000円、支出の予定額を20億9,128万4,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助金と水道事業債を活用した老朽管更新事業、配水管等敷設替事業及び施設増改廃事業に係る予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第54号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を32億6,373万5,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を19億5,465万3,000円、支出の予定額を26億945万8,000円とするものであります。主な内容は、交付金及び下水道事業債を活用した汚水管渠工事、処理施設工事などに係る予算を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第5号）について。本案は、令和6年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支の収入及び支出の予定額にそれぞれ11万5,000円を追加するものであります。内容は、特別利益及び損失の増額のほか、総係費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。上下水道の料金改定を検討する中での受益者負担金等の過誤納及び賦課漏れは遺憾であり、市民の信頼を失いかねない事態である。再発防止策を徹底すること。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより議案第23号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号を除く産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議会基本条例特別委員会の中間報告

○議長（金田淳一君） 日程第2、議会基本条例特別委員会の中間報告を行います。

会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例特別委員会から中間報告の申出がありますので、これを許します。

議会基本条例特別委員長、山田伸之君。

〔議会基本条例特別委員長 山田伸之君登壇〕

○議会基本条例特別委員長（山田伸之君） 議会基本条例特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告する。

なお、本報告の中に掲載してあります数値等につきましては、朗読を省略させていただきます。

1、経緯。本委員会は、議会基本条例に関すること及び議会改革に関することを付託事項として令和6年4月30日に発足し、これまでの間、本市議会議員の定数に関する協議を重ねてきた。特に今般の協議においては、議会基本条例第22条第2項により「議会は、議員定数等の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題並びに市民の意見等を十分考慮するものとする。」と定められていることから、同年11月17日に議員定数をテーマとした市民意見交換会を開催し、市民からの意見聴取にも努めたところである。これらの経緯を踏まえ、本委員会の中間報告として、本市議会議員の定数について次のとおり報告する。

2、議員定数に関する法制の概要。市町村議会の議員定数については、国は、元来、人口規模に応じて上限数を法定する「法定上限制度」を取っていたが、地方自治の自律性強化を求める声が高まってきたことから、平成23年8月に地方自治法を改正し、市町村議会の自主的な判断に委ねることとした。なお、当該法改正に先立ち、第29次地方制度調査会が「各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべきである。」（平成21年6月16日）と答申していることから、議員定数の検討に当たっては、より慎重な対応が求められている。

3番並びに4番の朗読は、数値が主でありますので、省略いたします。

5、総括。以上の経緯や統計数値等を踏まえ、本委員会において本市議会議員の定数に関する討議を行ったが、意見は、定数増、定数減及び現状維持に3つに分かれ、一つの結論に調整することはできなかった。ゆえに、それら3つの意見の概要について、別紙のとおり併記し、本委員会における検討のまとめとする。

別紙の朗読は省略いたします。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で議会基本条例特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第3 発議案第1号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第1号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第1号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤 孝
賛成者	〃	山 田 伸 之
	〃	中 川 直 美
	〃	坂 下 善 英
	〃	荒 井 眞 理
	〃	佐 藤 定
	〃	山 本 健 二
	〃	坂 下 真 斗

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第75条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第76条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第113条及び第115条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第124条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第130条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第135条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第136条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第137条第2項中「提出年月日、」を「提出年月日並びに」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第139条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第139条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第139条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第142条中「ついては」を「ついては、」に改める。

第143条中「その内容が請願に適合する」を「必要があると認める」に改める。

第148条を次のように改める。

(決定の通知)

第148条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第150条中「外とう、襟巻、つえ、」を「コート、マフラー、」に改め、同条ただし書中「議長の許可を

得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第155条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第157条中「すべて」を「全て」に改める。

第159条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由。全国市議会議長会による標準会議規則の改正に併せて所要の改正を行うものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長(金田淳一君) お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金田淳一君) 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第1号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金田淳一君) 異議なしと認めます。

発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第2号

○議長(金田淳一君) 日程第4、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番(佐藤 孝君)

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤 孝
賛成者	〃	山 田 伸 之
	〃	中 川 直 美
	〃	坂 下 善 英
	〃	荒 井 眞 理
	〃	佐 藤 定
	〃	山 本 健 二
	〃	坂 下 真 斗

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「社会福祉部」の次に「、上下水道課」を加え、「観光振興部」を「観光文化スポーツ部」に改め、「、上下水道課」を削る。

第25条第1項及び第26条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第29条第3項中「第28条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、この条例による改正後の佐渡市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

提案理由。令和7年4月1日から施行される行政組織条例の内容に合わせて常任委員会の所管を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第3号

○議長（金田淳一君） 日程第5、発議案第3号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第3号

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月19日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	佐 藤	孝
賛成者	〃	山 田	伸 之
	〃	中 川	直 美
	〃	坂 下	善 英
	〃	荒 井	眞 理
	〃	佐 藤	定
	〃	山 本	健 二
	〃	坂 下	真 斗

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年佐渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由。番号利用法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第3号 佐渡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号

○議長（金田淳一君） 日程第6、議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員の瀧川紀子氏の任期が令和7年5月7日をもって満了となるため、再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第59号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第59号は同意することに決しました。

日程第7 議案第60号

○議長（金田淳一君） 日程第7、議案第60号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第60号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が令和7年3月28日をもって満了となるため、第1区、内田正一氏、第2区、今河明彦氏、第3区、岩松晃氏、第4区、土屋久昭氏、第5区、中川淳氏、第6区、小田吉明氏、第7区、猪俣秀二氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第60号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第60号は同意することに決しました。

日程第8 議案第61号から議案第63号まで

○議長（金田淳一君） 日程第8、議案第61号から議案第63号まで、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の

選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第61号から議案第63号までを一括して御説明をいたします。

佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について。議案第61号から議案第63号までの佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在の3名の任期が令和7年5月7日をもって満了となるため、西村泰弘氏、長澤栄吉氏は再任とし、源田俊夫氏は新任としてそれぞれ選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第61号から議案第63号まで、佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は同意することに決しました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

市民厚生常任委員長の申出に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 言うまでもありませんが、継続審査というのは審査が終わっていないということなのでしょうが、客観的に見たときに、要は今回のこの陳情は今、国会でも大きな問題になっている選択的夫婦別姓はやめてくださいという陳情です。それで、通称使用を広げてくださいというものです。昨年の秋の総選挙では、与党の公明党も夫婦別姓については進めていくべきだというふうに言いましたし、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、社民党なども含めて、圧倒的な世論になっている。そして、維新の会も旧姓使用には法的拘束力を持たせると公約もしている。こういう状況の中で、また世界的に見ても旧姓だけを押しつけているというのは日本だけだというのは、これも明らかになっているわけなので、一体これ、延ばすとか何か意味があるのでしょうかということです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 中川議員にお答えいたします。

選択的夫婦別姓制度をやめるということについて、多様な意見が出ました。今、国会でもこの話が出ているので、軽々に判断することはできません。様子を見ながら最終的に判断すべきだと。また、選択的夫婦別姓は時期尚早で、国会で議論している中で決議をすることはできませんというような意見もありました。また、夫婦別姓を進めるべきで、特に女性が姓を変えることは非常に不合理なところが多いと、この陳情には反対というような意見もございました。また、多様性の時代ということもあって、選択できる余地もあるところで、通称使用でいろいろな弊害があるとはいえ、この事案だけでは軽々に判断できないというような意見がありまして、継続審査というふうになりました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今さらあれこれ言うつもりはありませんが、通告の文章にも書いておきましたように、経団連も早くやらないと経済にとって非常に大変だ。産業界もそうだという、首振っている人もいるけれども、現にインターネット上にも文章がありますから。国が決まったら、これアウトですから、多くの市民の声や世論をやっぱりしっかり届けるというのが、私は議会の使命だというふうに思うのですが、おたくの委員会にはパートナーシップみたいなのを党是に抱えている会派もいるようにも思ったのですが、どちらにしても継続審査になったということですね。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えします。

おっしゃるとおり、継続審査といたしました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の申出に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより各委員長からの閉会中の継続審査等の申出についての採決を行います。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和7年第2回（2月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。新年度予算編成につきましては、原油価格、物価高騰から市民の暮らしを守る対策、そして「豊かで住み続けられる持続可能な島」の実現に向けて、「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」

の2本の未来像の実現に向けた施策に集中的に取り組む一方で、確実に進みつつある人口減少社会への対応として、地域医療や地域交通などの市民の皆様の生活を守る公共的なライフラインの維持、そして持続可能な行財政運営の変革を目指し、予算編成をさせていただいたところでございます。代表質問、一般質問でいただきました御意見につきましては、様々な御検討をさせていただきます。

今定例会中に御報告いたしました市職員の非違行為につきましては、社会人として自らの意思で法律を犯す行為を行ったことは誠に遺憾であり、今後このような悪質な非違行為には厳正に対処してまいります。市民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

さて、去る3月13日「佐渡島の金山」の保存及び活用の取組を市民の皆様をはじめとする関係者が一体となって支援することを目的に、「佐渡島の金山」を未来につなぐ会が設立されました。まさしく今後の情報発信と受入体制の強化、さらにはおもてなしの向上が重要となる中で、新潟県も含め官民が協働し、世界文化遺産を活用した地域づくりを推進してまいります。翌14日には、令和6年度佐渡市ほう賞授与式を佐渡市役所において行わせていただきました。授与式には、昨年7月の「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の実現に貢献いただきました団体の皆様をはじめ、市政の進展や産業、文化の振興、福祉増進などに多大な御労苦をいただきました皆様に佐渡市ほう賞を授与させていただいたところでございます。

また、島の子供たちの大活躍について御報告をさせていただきます。3月29日に東京都で開催の第46回全日本リコーダーコンテストに出場されます南佐渡中学校、真野中学校、佐渡高等学校の生徒の皆様により、3月14日に市長室に表敬訪問いただきました。全国大会への意気込みや抱負などについてお話をいただいたところでございます。また、3月17日には、全国の高校生が自然や生き物の調査活動を通して地域の自然を理解し、紹介する第2回全国高校生「地域の自然」甲子園、ネイチャー甲子園におきまして、生きもの調査、植物の部で第1位を受賞しました羽茂高等学校の生徒の皆様が市長室に表敬訪問をしていただいたところでございます。2回というまだ浅い大会ではございますが、全国1位になったということで、非常に喜びの声をいただいたところでございます。こういう子供たちの活躍は、本当に勇気と感動を与えてくれます。大きな大会で様々な御活躍をまた御祈念申し上げ、皆様で応援していきたいと考えているところでございます。

結びになりますが、3月という別れの季節から4月という出会いの季節に変わります。また、今年は世界遺産を活用した島づくり元年として、多くのお客様との出会いも期待しております。新しい出会いが市民の皆様、また議員の皆様、そして佐渡市にとって大きな飛躍になること、そして皆様方のますますの御活躍と御健康を御祈念申し上げ、今定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 川 原 茂

署 名 議 員 室 岡 啓 史